

答 申 書
(答申第15号)
平成16年9月30日

1 審査会の結論

〇〇保健所長が〇〇警察署長から通知を受けた精神障害者保護通知書のうち、発見の端緒の欄、要保護者の状況の欄の通報者名及び通報者が特定される記述部分並びに備考の欄の異議申立人に対する警察官の判断の記述部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第24条に基づき、平成〇年〇月〇日に〇〇警察署長から北海道〇〇保健所長へ通知された異議申立人に係る精神障害者保護通知書(以下「本件通知書」という。)である。

法第24条は、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定しており、警察官は精神障害者保護の通報を義務付けられている。

北海道警察は、北海道警察保護取扱規程(昭和35年北海道警察本部訓令甲第21号)第22条に基づく別記第4号様式の精神障害者保護通知書(以下「通知書」という。)により、保健所長に対しこの通報を行っているが、通知書の様式は、被取扱者の本籍、住所、職業氏名、年齢性別の各欄及び発見日時、発見場所、発見の端緒、要保護者の状況並びに備考の各欄からなっている。

本件通知書には、被取扱者である異議申立人の本籍、住所、職業、氏名、年齢、性別と発見日時、発見場所、発見の端緒、要保護者である異議申立人の状況が記述されており、さらに備考の欄には異議申立人に対する警察官の判断等が記述されている。

(2) 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件個人情報には北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。)第18条第1号又は第7号に規定する非開示情報(以下条例第18条第1号に該当する非開示情報を「1号情報」、同条第7号に該当する非開示情報を「7号情報」という。)が記録されているとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

本件処分の理由は、通報者名、通報者が特定される記述については1号情報に、院長の診察結果の発言については1号情報及び7号情報に、備考の欄のうち異議申立人に対する警察官の判断の記述については7号情報に該当するとして、それぞれ当該部分を非開示としたものである。

異議申立人は、このうち通報者名、通報者が特定される記述部分及び備考の欄のうち異議申立人に対する警察官の判断の記述部分を非開示とした処分の取消しを求めていることから、本件処分のうちこれらを非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第18条第1号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる旨定めている。

条例に基づく個人情報の開示請求において、当該請求者の個人情報に関しては、非開示情報に該当しない限り、開示することが条例の趣旨にかなうものである。

一方、請求者本人に関する個人情報に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合において、当該請求者以外の個人情報に関しては、法令又は社会通念に照らして、これを請求者に開示することにより、当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあると認められる場合は、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものである。

イ 発見の端緒、要保護者の状況の欄について

発見の端緒、要保護者の状況の欄には、通報の状況や臨場警察官の確認状況さらに病院長の診察結果の発言が記述され、その中に通報者名、通報者が特定される記述がされている。

実施機関は、発見の端緒、要保護者の状況の欄の記述が開示されると、通報者等が特定されることにより、異議申立人が通報者等との関係を対立させ、両者間に紛争が発生するおそれがある等、異議申立人以外の個人の正当な利益を侵すおそれがある旨主張する。

ウ 仮に、通報者名、通報者が特定される記述が開示された場合には、通報者が異議申立人を精神障害者保護のために通報したことが明らかとなり、その受け取り方によっては、この通報に対する本人の不満から通報者等への不信感や誤解を招き、ひいては記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、通報者等に追及等がなされ、結果として通報者等の日常生活に影響を及ぼすおそれを否定できず、実施機関が主張するように、異議申立人が通報者等との関係を対立させ、両者間に紛争が発生するおそれも想定される。したがって、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められ、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 7号情報の該当性について

ア 条例第18条第7号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる旨定めている。

イ 備考の欄について

備考の欄には、被取扱者である異議申立人の状況等が記述され、その中に警察官

の判断内容が記述されている。

実施機関は、被取扱者に対する警察官の判断の記述が一般に開示されることを前提とした場合、被取扱者等に通報書の記載内容を説明し了解を得る必要が生じ、結果として法第24条に基づく通報の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある旨主張する。

ウ 7号情報に該当する場合としては、開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を適正に行うことに著しい支障を生じるおそれがある場合だけでなく、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある場合も含まれると解される。

この備考の欄は、精神障害者の医療及び保護という法の目的を達成するために、要保護者の状況等を警察官が判断し、記述するものである。

実施機関が主張するように、被取扱者が警察官の判断について疑問や不満を持ち、備考の欄に記載された内容について、具体的な説明を求めたとしても、警察官が被取扱者に対して説明をし、記述内容について納得を得ることは、事実上困難であると考えられる。

警察官の判断について、それが開示されることを前提として記述しなければならないこととなると、今後、被取扱者本人の認識等を考慮するあまり、警察官の記載内容が消極化するおそれがあり、これにより備考の欄の記載内容が形骸化することに伴い、精神障害者の医療及び保護を目的とした通報制度の今後の適正な執行に支障が生ずるおそれがある。したがって当該事務の適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、7号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 3 月 12日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報開示決定機関延長通知書の写し⑤個人情報一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象個人情報の写し）の提出
平成16年 8 月 3 日 （第42回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
平成16年 8 月 31日 （第43回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成16年 9 月 17日 （第44回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成16年 9 月 30日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申